



マイナンバーカードって

代理人が受け取れるの？



マイナンバーカードの申請者ご本人が、病気、身体の障がい等やむを得ない理由により来庁が困難であると認められるときは、代理人（法定代理人又は任意代理人）の方がカードを受け取ることができます！

【やむを得ない理由とは？】

- 病気、身体の障がい、長期の出張等により交付申請者の来庁が困難
- 交付申請者が未就学児であり来庁することが困難（本人の顔写真の提出必須）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申請者ご本人が外出自粛中（当面の緊急措置）



注意：お仕事が多忙、通勤・通学のため、お越しになれない場合は、該当しません。

注意：申請者ご本人の来庁が困難であることを証明する書類（診断書や施設への入所を証明する書類、勤務先による長期出張・長期渡航していることを証明する書類など）を提示する必要があります。

※「来庁困難である証明書」は申請者ご本人が未就学児、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛中の場合は不要。

【外出自粛をやむを得ない理由とする場合】

※申請者が15歳未満(0～14歳)または被成年後見人の場合【**法定代理人が記入**】

法定代理人が交付通知書（はがき）に申請者本人が外出自粛を行っている旨を記載のうえ、窓口にお持ちください。

※申請者が15歳以上(15歳～)の場合【**申請者本人が記入**】

交付通知書（はがき）の委任欄または委任状に申請者ご本人が外出自粛を行っている旨を記載のうえ、窓口にお持ちください。

※注意※ 本人確認書類について

申請者本人・代理人どちらも顔写真付きの本人確認書類が必須となっております。

お問い合わせ 国頭村役場 住民課 0980-41-2142